**2020.8.15NHKスペシャル「忘れられた戦後補償」ナレーション起こし**

・2万4千ページに及ぶ政府の内部文書

「国の補償義務はない」、「国民一人一人が受忍すべき被害」としてきた実態。

・補償政策の検討に当たった官僚たち

　「本当に気の毒だが、自力で頑張ってくださいと言うしかなかったんですね」

　石原信雄「はるかに多くの人が被害、それについては未解決のまま残っている」

・世論も冷淡

　「欲張り婆さん」「乞食根性」

・独・伊は、国の責務として軍人も民間被害者も平等に補償。

〇独の歴史学者

　「個人の被害に国が向き合うことは民主主義の基礎をなすものです。」

　「全ての市民に対する責任を果たすため、戦争を経験した多くの国で民間人への社会システムが整えられていったのです」。

・毎週木曜日、衆議院議員会館前の一角

　救済立法を求める民間団体

・軍人軍属には、これまで60兆円の補償をしてきた。

　しかし、民間人は補償対象にせず。

空襲被害・沖縄戦・広島長崎原爆・引揚げ・シベリア抑留。

東京大空襲10万人もの被害。

・国が終戦直後から1980年代まで戦後補償を検討した膨大な記録を入手。

　その一つ、在外財産問題審議会議事録。

　引揚者の補償問題。サンフランシスコ講和条約で、日本は、在外財産を連合国の手に委ねることを認めた。それに対し、引揚者団体全国連合会は、新憲法の財産権を根拠に補償を求め裁判。国は対応を迫られた。

　河野通一元大蔵省理財局長「戦争は国の公の行為で天災とは違う」「財政的に国に大きな余力はない、現実には国民一人一人が負担するもの」

　大蔵省高官たちは、国家補償を避けるための憲法解釈を議論。

　河野一之元大蔵省事務次官「敗戦という非常事態で起こったもので憲法等の法律問

題にすること自体無理がある」

　森永貞一郎元大蔵事務次官「平和条約そのものが強制的に呑まされたのだから、こ

のような事態に対する損害の補償を国に要求することはできない」

　審議会では、「講和条約は憲法の枠を超える処理」と結論づけた。財産権を根拠にした被害者の訴えは認められず、補償の義務はないとしたのです。

・元大蔵官僚　防衛事務次官　秋山昌廣

　引揚者に補償すれば、他の民間被害者にも扉を開くので一線を譲れなかった。

　サンフランシスコ講和条約という公共目的のために個人の財産が犠牲になったという議論は成り立ち得る。政府・大蔵省は、この問題が他の戦後処理問題に波及するのを相当懸念した。国家に補償する義務はないというのは、しょうがなかったんじゃないか。

・この国の結論が、その後、民間被害者にとって高い壁になった。

・実は、戦時中の日本は、民間被害者に対して救済措置を設けていた。

　**戦時災害保護法**　空襲等による民間被害者に対して金銭的手当てをしていた。民間人に戦争協力を促し、総力戦の士気を維持するための措置。

　しかし、戦後、ＧＨＱは、軍国主義の温床になっているとして、1945年11月、戦時災害保護法を軍人恩給（軍人や軍属に対する補償）と共に廃止した。

・広島県　ＧＨＱの陰で、補償を復活させるために、県が戦没者遺族を組織化、町村が財政的支援まで行なっていた。1949年8月広島県が通達。

・戦没者遺族会が全国に組織化。1953年軍人恩給が復活。

　当初、戦犯は補償が制限されていたが、元陸海軍の士官などが厚生官僚となり、世論工作を行ない、戦犯の名誉回復を後押し。復活した恩給制度には、軍隊の階級格差が反映され、大将（207,480円）には兵(31,813円)の6.5倍の恩給。閣僚経験者には、さらに多額。例：東条英機538,560円(現在の貨幣価値で年1000万円程度)。

　その一方、旧植民地出身の将兵には恩給支払われず。

・桑田さん　年3万8千円（現在の貨幣価値で約75万円）

・河村建夫議員　特別給付金を考えたらどうか。

・全国戦災傷害者連絡会　1972年～　ＧＮＰ世界第二位になり財政的にも余裕が生まれた時代。補償立法や実態調査を求めた。

・「もう時効じゃない」と言われた。

・元厚生省課長補佐　植村尚史（早稲田大学教授）1952年生れ

　財政規模は高度成長で拡大したものの補償の機運はなかった。

 国全体が豊かになり、人々の生活が良くなっていくことで、その被害はカバーされていくだろう、という考え方でずっと進んできたのは確か。

　法律的な補償責任が直ちにあるわけではないというのが、戦後からの認識だった。

・司法も民間被害者の訴えを斥けた。

　S58.7.7**名古屋空襲訴訟　名古屋高裁判決**

　　「戦争は国の存否に係る非常事態である。その犠牲は国民が等しく**受忍**しなけれ

ばならなかった」。

　後に**名古屋空襲訴訟1987年最高裁判決**は、空襲に対する補償は憲法の全く予想しないもの、と結論付けた。

・しかし、世界に目を転ずれば、日本は異質。

　独では、民間犠牲者約120万人、引揚者約1200万人。**連邦援護法**を1950年12月20日に制定、国は全ての戦争被害に対する責任があるとして、軍人か民間人かに関わらず、被害に応じた補償をしてきた（引揚中に受けた被害も含む）。

　伊でも、民間犠牲者約15万人、財政不安が多かった中で補償は容易でなかったが、民間人にも軍人と同等の戦争年金を支給する関連法を1978年に制定。

・ポーフム大学歴史学部コンスタンティン・ゴシェラー教授

　「個人の被害に国が向き合うことは民主主義の基礎をなすものです」。

　「国家が引き起こした戦争で被害を受けた個人に補償をすることは国家と市民の間の約束です」。

　「第二次大戦は総力戦で軍人だけでなく多くの民間人が戦争に巻き込まれ亡くなりました。軍人と民間人との間に差があることは考えられなかったのです」。

・独や伊と違い、軍と民の間の格差が時代と共に拡大していったのが日本の戦後補償。

　その役割を中心になって担ったのが、板垣正（板垣征四郎陸軍大将（A級戦犯で死刑）の次男）。日本遺族会（最大で125万世帯の会員）の事務局長。後に参議院議員、日本会議代表委員。

　軍人・軍属への補償は年々積み増しされていった。1961,1963,1965,1966,1967…

・元総理府次長　海老原義彦　軍人・軍属に対する補償政策を担う。参議院議員、日本会議代表委員。

　「日本の戦後補償は被害者の組織力が方向づけた」

・安野さん、片山靖子さん（40歳で自殺）　彼女たちにとって補償とは生きている証を求めること。

・国会も壁に。戦時災害援護法案は14回廃案になった。

　被害者に届いた手紙、心ない世論。

　「生きているだけでも有難いと思え」、「戦争で苦しんだのはお前たちばかりではない」、「国家の責任にして金をせびろうとする浅ましき乞食根性」、「欲張り婆さんよ、今更何を言っている」、「そんなに金が欲しいのか」

戦後処理問題懇談会1982-84年

　当初は、あらゆる民間被害者に対して検討しなおすべき、との意見も。

　元自治事務次官　小林与三次

　「個人の生命、身体、財産を中心に個人と国家との問題で議論したらいいんであって、忘れてというか、そのとき問題にしなかったものだってあるんじゃないのか」

　しかし、委員の殆どが救済対象を絞る方向に議論を進めていった。

・河野一之　元大蔵事務次官

　原爆でなくなった人からも補償をよこせとの議論が出ることになる。

・2年半に及んだ議論の末、民間被害者のみならず救済措置も国の法律上の義務によるものではないと結論付けた。

　その理由として、いま戦後処理をした場合、費用の多くを戦争を知らない世代が負担することになり不公平、との理由が新たに付け加えられた。

・当時の事務局員徳川氏

　国をあげて国民全体がこの戦争に取り組んだことが事実、ですから国民等しく受忍をして、再建・復興を個人個人でそれを基本にして頑張ってもらいたい、という考え。

気の毒だけど、自力で頑張ってください、と言うしかなかった。

・石原信雄元内閣官房副長官

　1990年代に被爆者援護法が成立したとき、内閣官房副長官だった石原氏。

　アジアの被害者が補償を求め始めていた。

国は救済措置として被爆者援護法を1994年12月に制定し、金銭的手当てはしたものの「国家補償」という形はあくまで選択しなかった。

石原「政府が一定の範囲の人に補償措置を講ずれば、当然そういう問題に火が付くことはあり得るわけで、アジアの人たちが補償要求することは分かっていたが、結局（国内の）戦争犠牲者に対する政府の保障措置はきわめて限定的であったと、特定の人しか対象になっていない。これは残念ながら認めざるを得ないんですよ。その典型的な例が原爆被爆者援護法ですよ。それよりはるかに広い範囲で戦争の被害を受けた人がいるわけですよ。それについては残念ながら未解決のまま残っている。これはもう認めざるを得ないですね」。

・現在の日本の戦後補償の全体像は

補償　　　軍人・軍属など　これまで60兆円以上

　救済措置　引揚者　被爆者　シベリア抑留者など

　なし　　　 空襲被害者など

・軍人・軍属への補償は厚労省が担当しているが、空襲被害者への補償は所管外。

　担当省庁さえ決まっていない。

　議員連盟は救済法案の国会提出をめざしているが、今年も実現していない。